主文

被告人を禁錮2年に処する。 この裁判の確定した日から3年間刑の執行を猶予する。 訴訟費用は被告人の負担とする。 西中

## (犯罪事実)

被告人は,旅行業等を営む株式会社Aの旅行本部営業統括室国内仕入造成サブマ ネージャーとして同社の主催する有料登山ツアーの企画立案及びツアー客の引率 等の業務に従事し、平成11年9月22日から同月26日までの日程でB(当時 59歳)、C(当時64歳)ら16名のツアー客が参加した羊蹄山(標高1898メートル)等の有料登山ツアーに添乗員として同行し、同月25日、同山比羅 夫登山道登り口から同山頂までの往復路の登山引率を開始し、同日午前11時3 O分ころ、北海道虻田郡 a 町字 b c 番 d の同登山道 9 合目(標高約 1 7 0 0 メー トル)付近に至ったが、当時、降雪時期直前であり、同所付近より上は、濃霧で 視界が悪く,ガレ場や登山道の分岐が続き,登山道を見失うおそれがあり,か つ、ツア一客が同山登山の経験がなく、登山道の状況等を熟知していない者であ 添乗員から離れて適切な引率を受けられない場合には、登山道を見失って山 中を迷走し、著しい気温低下により凍死する可能性があったのであるから、 -客を引率する添乗員としては,ツア―客が自集団に合流するのを待ち,その安 全を図るべき業務上の注意義務があるのに,これを怠り,同合目付近で,自集団 からB及びCが後方に離れていたにもかかわらず,遅れてついてくるものと軽信 し,そのまま登山引率を継続してB及びCから離れ去った過失により,同日午前 11時30分過ぎころ、B及びCをして、登山道の分岐点から別道を経由させ、 そのころから同月26日未明までの間、登山道を見失わせて同山頂付近を迷走さ せた上、同所付近で、B及びCをそれぞれ凍死させた。 (補足説明)

- 1 弁護人は、B及びCの行動経路の証明不十分であるなど過失は認められないから、被告人は無罪である旨主張する。(なお、以下の〇付き表示及び「遺体発見現場」は別紙図面上の各対応位置を示す。)
- 2 被告人の業務について

3 被告人の過失について

## (1) 注意義務

関係各証拠によれば、羊蹄山(標高1898メートル)は、独立峰のために気象状況が変化しやすく、同山麓地域では、平成11年9月25日午前3時ころに北海道磯谷郡 e 町付近を通過した台風18号の影響を受け、同日午前5時45分に大雨・洪水・暴風警報、同日午前7時25分に暴風警報、大雨・洪水注意報、同日午後零時15分に強風注意報が発令されたが、事前に羊蹄山の比羅夫登山道から京極ピーク(標高1893メートル。以下「山頂」という。)に至る下見をして登山道、標識、ケルン等の状況を確認していた被告人は、羊蹄山の初登頂を目指して登山道の状況等も熟知せずに参加

した55歳以上の本件ツア一客のうち14名を引率し、同日午前7時50分ころに比羅夫登山口を出発して樹間の一本道を辿り、途中で脱落して下山し たD、E及びFや遅れてついてくるB、C、G及びHを生じさせながらも その余の7名と自集団を形成して同日午前11時30分ころに9合目に到着 したが、当時降雪時期直前を迎えていた9合目より上は、①の避難小屋付近 では,同日午前9時30分に雨で体感風速も歩行にやや支障を来す毎秒15 メートル、同日午後4時30分に雨で風速毎秒10メートル、翌26日午前 9時30分計測の最低温度計の表示も3度で、風を考慮した体感温度としては零度を下回ったことからしても、強風低温等の悪天候が続くことが見込まれ、また、9合目から山頂にかけての概ね高い樹木のないガレ場続きには、 別紙図面のとおりに複数の分岐点があり、白ペンキ書き方向指示の岩、木製 標識,石積みケルン,低位張りロープ等が各所に存在していたとはいえ, 時の視界状況が濃霧で約10メートルから約30メートルであった関係上 (これに沿う本件ツアー客の供述は、いずれも感覚的なものであって相応の 誤差は否定できないとはいえ、殊更虚偽を弄するはずもない第三者的立場からのものである上、羊蹄山避難小屋管理人Iが、業務日誌の記載等を根拠として、当時の避難小屋付近の視界が終日20メートル以下であり、これより も比羅夫登山道近辺の方がより厳しい天候となる旨供述していることで裏付 けられているなど十分に信用できるが、これに反する視界約100メートル とする被告人の公判供述は信用できない。), これらが見落とされて登山道 をたどる明確な目標物とはなりえないおそれがあり、現に、証人」が①の標

識に全く気付かなかったことなどが認められる。 そうすると、被告人としては、ツアー客が被告人と離隔して独自に9合目付近から山頂に向かえば、被告人による適切な引率を受けることができないままに悪天候の中での不安・焦燥・誤解等も重なって状況判断を誤り、無意識的又は意識的に別道を辿るなどした末に山頂付近を迷走するなどし、体力消耗・強風冷気等の悪条件から凍死等で死亡することを十分に予見するのとができ、かつ、その死亡を回避するためにツアー客が自集団に合流するのを待って適切な引率を続けることも容易であったというべきであるから、被告人には、9合目付近でツアー客が自集団に合流するのを待ち、その安全を図るべき注意義務があったことは明白である。

(2) 注意義務違反

関係各証拠によれば,被告人は,前記具体的状況下の9合目付近で自集団 からB及びCが後方に離れているのを熟知しながら,遅れてついてくるもの と軽信し、その合流を待たずに9合目を出発してB及びCから離れ去ったこ とが認められる(これに反する被告人の弁解は、捜査当初には、B及びCが 9合目を過ぎてから①を山頂側に過ぎた地点まで、⑦と⑧の間のはい松帯での昼食不要の意見に賛成するなどしながら自集団に合流していた旨であったのを、B及びCの②での写真の発見等の捜査進展に応じて、昼食意見時に不 在であったB及びCが⑫より⑪寄りを山頂方向に歩いているのは確認した旨 に変更し、公判段階でも、①で確認したB及びCは後方約60メートルない し70メートルに位置した旨を維持しているのであって、その核心的部分を 合理的な理由もなく変遷させていることからして、被告人の刑責の免脱又は 軽減の姿勢が窺われる上、その弁解内容にしても、⑫での確認状況の点で は、前記認定の最大約30メートルの視界状況という客観的事実と矛盾し、 9合目での確認状況の点では、9合目のガレ場を登り切って後方を振り返っ た際に知り合いのB及びCを含めて誰も見えなかった旨の信用性に疑問のな いKの公判供述と抵触し、また、20の旧小屋跡には基礎土台部分が残存して いるだけであり、B及びCが⑪まで被告人らと集団を形成して山頂を目前に していたのであれば、単にトイレ等の理由から初登頂で旧小屋跡に設備があ るとの確信もないままに前記認定の悪条件下にある⑩の旧小屋跡方向の山道 を歩き続けるというのも不自然であることなどからすると、到底信用できな

い。)。 そうすると、被告人に前記注意義務違反があったことは明白である。

4 因果関係について

関係各証拠によれば、被告人は、B及びCの合流を待たずに9合目を出発し、③④⑤地点A⑥⑦⑧⑨⑪⑫⑬を経て山頂に到達し、相前後して到達したL及びMを認め、K、J、N、O、Pが強風のためにしがみついていた山頂付近

の岩まで戻り、足が痙攣したP以外の4名を山頂に誘導し、その間、L及びMからは順次個別に下山する旨告げられ、さらに、足を引きずるPに付き添いながら、⑦と⑥の間でG、Hに出会うなどして9合目に到着し、他方、山頂から9合目方向に向かったMは、途中、B及びCと出会い、⑬付近で野営することにしたが、当日夜から翌日未明にかけて遺体発見現場でC、Bが相次いで凍死したのを見届け、同日午前10時ころに同所付近で被告人に発見されたことが認められる。

そして、証人Mは、山頂から1人で下山途中の⑪の山頂側手前で、外輪山の外側下方約29メートルの地点の霧中にB及びCを発見して傍まで下り、若い男性から教示された9合目に出る下山道に向かっているとして納得しないら更に下方に連れて行って道を間違っていることを確認させ、Bらの発見から30分後に漸くB及びCを伴って登山道に戻ったが、折からの視界不良やBらがついてくる精神的圧迫もあって⑧の分岐点を見付けられなかったために9合目に辿り着けず、被告人らとの合流を期待しながら山頂を目指し、⑬手前で食事を取り、遺体発見現場となった岩陰でBらを休憩させて1人で山頂に到達したが徒労に終わり、当日午後3時30分ころにBらの休憩場所に戻って救援を待ちながら野営したが、やがてB及びCが死亡した旨供述する。

しかも、Mと出会う前に②の旧小屋跡で撮影されたB及びCの写真の存在をも総合すると、B及びCは、既に被告人らが9合目に到着した際に分岐を右近のの場所に到着した際に対した際に対した。の後方に離れた状態となり、9合目から地点A又は⑥の分岐を右折して②の旧小屋跡に到着し、その後、Mに発見された⑪付近の外輪山の外幅していたことが認められるが、地点Aの分岐は、左方向とようにも考えしてが、右方向の傾斜が山頂への接近を誤解・一左」「右への横立を引きるといるが、一方によれば、⑥の分岐の「噴火口廻りは一左」「右への大きのである」とができる標識が同人の到着時に倒れていたことにのは、8の分岐の「旧小屋」といるでは、といるのは、では、といるのは、ののはであること、⑥の分岐の「旧小屋」でははできないが、ののにできいるでは、ことでは、一方には非にでは、一方にでは、一方には非にでは、一方にでは、一方には非にでは、一方にでは、一方には非にできないが、少ない。

そして, 因果の経過に関する予見可能性としても, その細部にわたって予見が可能である必要はなく, 被告人の適切な引率を受けられずに状況判断を誤った結果として死亡するという程度の基本的部分について予見が可能であれば足りるというべきであり, その予見可能性も認められる。

また、Mは、既に迷走状態に陥っていたB及びCを発見して下山を誘導しようとしたが、自らも確実に下山道を辿れなくなり、共に野営を余儀なくされたものであるが、これも被告人がMに9合目より上における前記注意義務と同様の落ち度で単独下山を許したことに誘発されたものであるから、このようなMの介在も被告人の過失とB及びCの凍死との間の因果関係を肯定するに妨げな

い。 そうすると、被告人の過失とB及びCの凍死との間に因果関係がある。 よって、その余のB及びCの死亡に直結しない被告人の落ち度の有無につい て判断するまでもなく、被告人にB及びCに対する業務上過失致死罪が成立す るから、弁護人の主張は理由がない。

(量刑の理由)

本件は、登山ツアー添乗員によるツアー客2名を被害者とする業務上過失致死 の事案である。

そもそも2名もの尊い生命が失われた結果自体が重大であるが,被告人は,悪 天候下での登山を決行し,遅れがちの被害者らを待って合流するのは容易であっ たにもかかわらず、これを怠って自集団だけで山頂を目指し、適切な引率を受け られなくなった被害者らを迷走させて凍死させたものである。その過失内容は、 軽率の謗りを免れない。老後の趣味登山の半ばで酷寒の暗闇の中で人生の終焉を 迎えた被害者らの恐怖と絶望や無念はもとより,冷たい躯と化した被害者らに対 面した各遺族の衝撃と悲嘆も察するに余りある。遺族らが、被告人及び旅行会社 を相手に民事訴訟を提起した上、当公判廷で、責任回避的な態度に終始する被告 人の不誠実さを訴えて厳罰を希望するのも当然である。この種事犯の再発防止の 観点をも併せ考えるとき、被告人の刑事責任は重い。

しかし、被告人が単独添乗した背景に利益優先の企業体質があり、被告人のみ に責任を帰するのは酷に過ぎること、被告人が遺族に対する謝罪の意思を表明し ていること、被告人には前科前歴がないこと、その他被告人の年齢、稼働歴、家 庭事情等被告人のために酌むべき事情もあるから、被告人に対し、主文掲記の刑 を科した上、その刑の執行を猶予するのが相当である。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 禁錮3年)

平成16年3月17日 札幌地方裁判所刑事第3部

> 裁判長裁判官 遠藤和正

> > 裁判官 森島 聡

> > 裁判官 遠田真嗣